



| | |
|---------------------|---|
| Title | アイヌ文化とアイヌ文化財制度の研究 : 台湾先住民族文化財との事例比較 [論文内容及び審査の要旨] |
| Author(s) | 陳, 由瑋 |
| Degree Grantor | 北海道大学 |
| Degree Name | 博士(学術) |
| Dissertation Number | 甲第15054号 |
| Issue Date | 2022-03-24 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/85408 |
| Rights(URL) | https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/ |
| Type | doctoral thesis |
| File Information | Yuwei_Chen_abstract.pdf, 論文内容の要旨 |



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（学術）

氏名： 陳 由 瑋

学位論文題名

アイヌ文化とアイヌ文化財制度の研究
—台湾先住民族文化財との事例比較—

本論文の観点と方法 本論文は、アイヌ文化財に関連する法制度の全貌と、その保護の実情と課題を明らかにするとともに、今後の法制度や運用のあり方を検討したものである。アイヌ文化財は、日本の文化財制度に包摂されるものであるとともに、アイヌ文化のひとつの具体的な形態であることから、本論文では、まず議論の前提として、民族学、文化人類学、歴史学、法学等における「文化」や「アイヌ文化」の概念を学際的に比較した。また、日本では1997年の「アイヌ文化振興法」制定以降、国内の文化的多様性を維持する目的で、北海道におけるアイヌ民族の伝統文化の振興が図られるようになったが、アイヌ文化財は、日本にとっての重要性という一元的な評価基準のもと、ほとんど保護対象とされてこなかった。しかし、2008年に日本の国会と内閣がアイヌ民族を先住民族として正式に認め、2019年には「アイヌ施策推進法」も施行されており、先住民族文化財となったアイヌ文化財の保護のあり方が現在の課題のひとつとなっている。他方、台湾では、1980年代以降の民主化の過程において、原住民族に法的身分と権利利益が認められ、原住民族の文化資産（日本の文化財に相当する。）に関する特別法も成立したが、近年、漢民族文化に同化したとされてきた平埔族も原住民族身分を要求するようになり、その文化資産保護も新たな課題となっている。日本と台湾のかかる状況を踏まえ、本論文では、両国の「文化財」と「先住民族文化財」に関する法制度の比較をとおして、アイヌ文化財保護のあり方について、新たな論点の実証的な提示を試みている。

学際的、国際的な比較研究では、各研究領域や各国における研究対象の概念、制度、実情等の差異を把握し、論文の研究対象にとって参考となりうるか検証する必要があるため、本論文の第1章では、台湾の原住民族の歴史と、文化資産・原住民族文化資産の制度史をまとめ、第2章では、民族学、文化人類学、歴史学、法学における文化・アイヌ文化の概念比較をとおして、本論文におけるアイヌ文化の定義を試みている。そして、第3章で日本の文化財制度史とアイヌ文化財行政史をまとめ、第4章で日本と台湾の先住民族文化財の制度と運用を比較することにより、第5章の結論において、今後のアイヌ文化財保護のあり方に関する具体的提言をまとめることに成功した。

本論文の内容 序章では、本論文の課題と、文化・アイヌ文化の概念、文化財・先住民族文化財に関する制度、先住民族文化財保護の事例等に関する学際的・国際的な比較研究という方法を提示している。また、日本と台湾の先住民族文化財に関する先行研究を概観し、日本では同文化財の活用を重視した研究、台湾では同文化財に対する先住民族の権利に関する研究が増加傾向にあると指摘している。

第1章では、オーストロネシア語族の台湾島到来後、鄭氏統治時代以降に中国大陆の漢民族が台湾西部の平地に移住するようになり、同地域のオーストロネシア語族は漢民族文化への同化を余儀なくされたが、台湾東部の山地に暮らすオーストロネシア語族は独自の文化を維持できたため、日本統治時代には、前者が「平埔族」、後者が「高砂族」と区別されたこと、1980年代以降の台湾民主化の過程において高砂族に「原住民族」という法的身分が認められたこと等、台湾先住民族（原住民族＋平埔族）の通史的叙述を試みている。さらに、第4章における日本と台湾の文化財制度・保護事例の比較研究に備えて、台湾の文化資産と原住民族文化資産に関する制度史をまとめ、前者については、日本統治時代に文化資産の調査が開始され、それに伴って法制度も整備され

たこと、後者については、共産党との内戦に敗れて台湾に移った国民党政府が、ニクソン・ショックにより「反共復国」を断念し、「中華民國在台湾」を掲げて民主政に移行する過程で、原住民族の法的身分が認められ、原住民族文化資産に対する権利利益も重視されるようになったことを明らかにした。

第2章では、日本と台湾の民族学、文化人類学、歴史学、法学等の各研究領域における「文化」と「アイヌ文化」の概念を、「伝統」と「現代」、「事実」と「規範」、「共通性」と「多様性」、「emic（当事者の視点）」と「etic（第三者の視点）」といった対概念のマトリックスに位置づけながら多角的に把握し、近年の文化人類学や博物館学等における文化本質主義批判を踏まえて、本論文における「アイヌ文化」を、他民族から影響された文化や、現代の人々が創造する新しい文化を含む広範な概念として定義づけた。

第3章では、日本の文化財制度におけるアイヌ文化財の概念を把握するため、戦後の文化財保護法の成立と改正経過だけでなく、文化財概念の萌芽期である明治時代から現在に至るまでの文化財に関連する様々な法令、専門家・有識者会議の提言や報告書等を網羅的に調査し、日本の文化財制度と、そのもとの保護対象の全貌を明らかにした。続いて、日本にはアイヌ文化財を対象とする特別法がないことから、アイヌ文化財行政史として、アイヌ文化財の保護に関連する国・北海道・北海道内市町村等の取組事例をまとめるとともに、日本政府の観光立国政策のもとの文化財の活用促進や、2019年に成立した「アイヌ施策推進法」の交付金制度のもとのアイヌ施策推進地域計画等のアイヌ文化財に対する影響を分析した。

第4章では、まず第1章、第3章の研究成果を踏まえ、日本の文化財保護法と台湾の文化資産保存法を比較し、文化財制度の目的や文化財の定義、類型、体系等から、両者の異同を明らかにした。続いて、先住民族文化財に関する特別法の有無という差異を踏まえ、日本の「アイヌ施策推進法」と台湾の「原住民族文化資産処理法」のもとの先住民族文化財保護の実情と課題を把握するため、両国の有形・無形・文化的景観という3種類の先住民族文化財の保護事例について、指定・登録・選定の基準、類型の区分判定や文化財認定における国・地方公共団体・先住民族の役割分担等の観点から整理し、日本と台湾それぞれの先住民族文化財保護の特徴と課題を指摘した。また、台湾だけでなく、「先住民族の権利に関する国連宣言」等を採択した国際社会における先住民族文化財の意義も確認し、文化財の専門家・有識者といえども先住民族ではない人々のみで、当該民族の文化財を評価することが不公正であるとの理解で一致していることを指摘した。そして、日本の判例において、少数民族の文化以上に先住民族であるアイヌ民族の文化に配慮すべき国の責務が認められていること、和人とアイヌ民族では自文化を享有する環境に大きな格差があること、アイヌ文化財の価値は当時のアイヌ民族固有の文化的文脈において評価されるべきこと等に基づいて、アイヌ文化財の適切な評価を可能とするためには、アイヌ文化財に特化した法律の制定ないし既存の文化財保護法のもとの特別な運用が必要であると指摘した。

第5章では、これまでの成果を踏まえた結論として、先住民族文化財を保護する独自の意義を明らかにするとともに、アイヌ文化・民族に関する適切な理解が国民に広まり、文化享有格差が是正されてきたならば、文化財法制を再度一元化すべきであり、そこでアイヌ文化財が高く評価されれば、真に民族共生のための文化財制度になったといえると提言している。